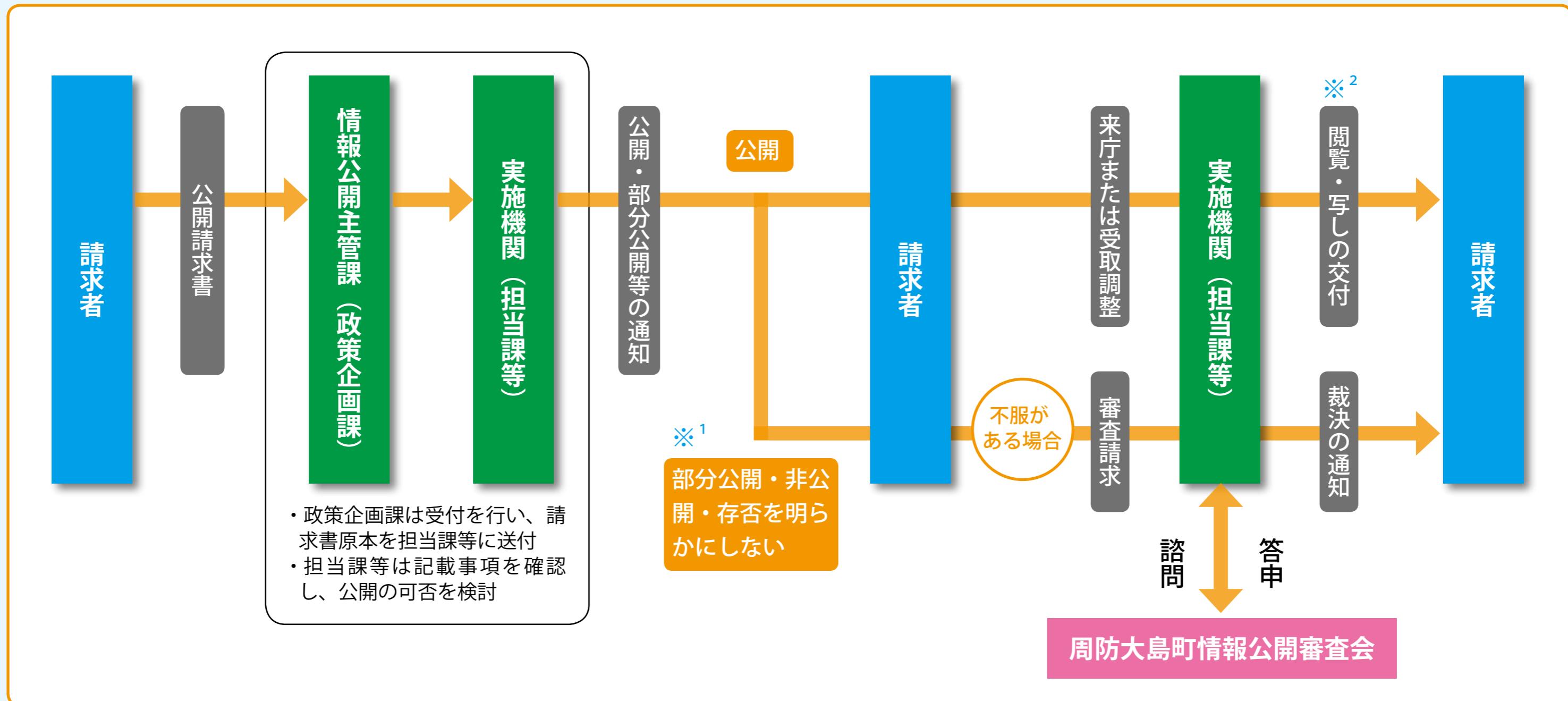


情報公開請求の流れ（概略図）



- ※¹：「部分公開」は、請求された公文書の一部に個人情報などの非公開情報が記録されている部分を除いて公開するものです。
「非公開」は、請求された公文書自体が非公開情報となっている場合や、請求された文書がない場合に決定するものです。
「存否を明らかにしない」は、文書の存否を明らかにするだけで、非公開情報の規定により保護される利益が損なわれる場合に決定するものです。
- ※²：公文書の公開に係る手数料は無料ですが、コピー代や郵送にかかる費用は請求者に負担いただいています。